

## 第1条 略

第2条 県は子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的とし、別に定める実施要領に基づき、次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 認可外保育施設におけるICT化推進等事業
- (2) 保育環境向上等事業
- (3) 熱中症対策事業
- (4) 障害児受入促進事業

## 第3条～第5条 略

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ～ (4) 略
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、子ども家庭庁長官が定める耐用年数を経過するまで、教育長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならないこと。
- (6)、(7) 略
- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は子ども家庭庁長官が定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならないこと。
- (9) ～ (11) 略
- (12) 事業者が間接補助事業者に対して、補助金を財源として助成する場合は、次に掲げる条件を付さなければならないこと。
  - ア、イ 略
  - ウ 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、子ども家庭庁長官が定める耐用年数を経過するまで、事業者の長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。

## 第1条 略

第2条 県は、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業を除く。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2に基づく届出を行っている認可外保育施設（認可外の居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ）において、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的とし、別に定める実施要領に基づき、次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 認可外保育施設における ICT 化推進等事業
- (2) 保育環境向上等事業

## 第3条～第5条 略

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ～ (4) 略
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、厚生労働大臣が定める耐用年数を経過するまで、教育長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならないこと。
- (6)、(7) 略
- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は厚生労働大臣が定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならないこと。
- (9) ～ (11) 略
- (12) 事業者が間接補助事業者に対して、補助金を財源として助成する場合は、次に掲げる条件を付さなければならないこと。
  - ア、イ 略
  - ウ 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、厚生労働大臣が定める耐用年数を経過するまで、事業者の長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。

エ～カ 略

キ 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は子ども家庭庁長官が定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならないこと。

ク、ケ 略

(13)～(15) 略

第7条～第14条 略

附 則

- 1 この要綱は、令和6年10月24日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第5号から第8号まで、第12号ウからキまで、第14号及び第15号並びに第9条第2項及び第11条から第13条までの規定は、同日以降もなおその効力を有するものとする。

附 則 削除

エ～カ 略

キ 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は厚生労働大臣が定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならないこと。

ク、ケ 略

(13)～(15) 略

第7条～第14条 略

附 則

- 1 この要綱は、令和5年9月21日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第5号から第8号まで、第12号ウからキまで、第14号及び第15号並びに第9条第2項及び第11条から第13条までの規定は、同日以降もなおその効力を有するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年11月8日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表第1 (第3条、第4条関係)

1 事業名	2 補助事業者	3 補助基準額	4 補助対象経費	5 補助率
認可外保育施設におけるICT化推進等事業	認可外保育施設設置者(高知市に所在するものを除く。)	<u>1施設当たり</u> <u>200,000円</u>	認可外保育施設におけるICT化推進等事業を実施するために必要なシステムの導入費用、リース料、工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	4分の3 (※)
略				
<u>熱中症対策事業</u>	<u>市町村(高知市を除く。)</u>	<u>1施設当たり</u> <u>1,029,000円</u>	<u>熱中症対策事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く。)</u> <u>備品購入費、負担金、補助金及び交付金</u>	<u>3分の2</u>

別表第1 (第3条、第4条関係)

1 事業名	2 補助事業者	3 補助基準額	4 補助対象経費	5 補助率
認可外保育施設におけるICT化推進等事業	認可外保育施設設置者(高知市に所在するものを除く。)	<u>1 園児の登園及び降園の管理に関する機能を有する機器を導入する場合</u> <u>1施設当たり</u> <u>700,000円</u> <u>※システムのみ導入する場合</u> <u>1施設当たり</u> <u>200,000円</u> <u>2 園児の登園及び降園の管理に関する機能を有する機器を導入しない場合</u> <u>1施設当たり</u> <u>200,000円</u>	認可外保育施設におけるICT化推進等事業を実施するために必要なシステムの導入費用、リース料、工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	4分の3 (※)
略				
<u>新規</u>				

新

旧

障害児受入促進事業	市町村(高知市を除く。)	1施設当たり 1,029,000円	障害児受入促進事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く。)備品購入費、負担金、補助金及び交付金	3分の2	新規				
-----------	--------------	----------------------	---	------	----	--	--	--	--

※ 削除

別表第2 (第6条、第11条関係) 略

別表第2 (第6条、第11条関係) 略